

年末年始の「ごみ収集」と「し尿くみ取り」

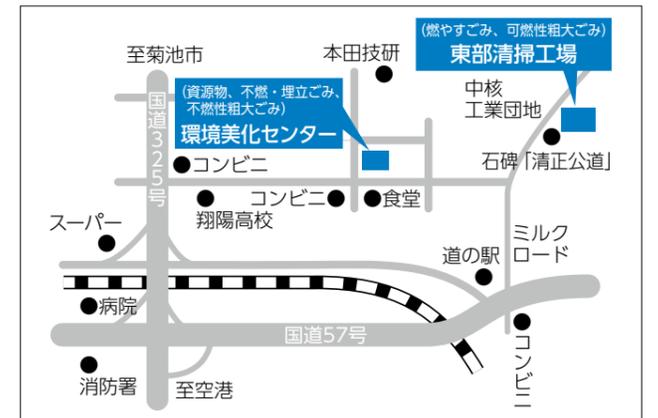
環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

◎年末年始のごみの振替収集(詳しくはごみ収集カレンダーをご覧ください)

| 収集地区 | 収集物 | 振替収集日 | |
|------|---------------|-------------|----------------|
| A | 不燃・埋立 | 1月2日(第1水曜日) | → 1月9日(第2水曜日) |
| A・B | 白色トレイ・発泡スチロール | 1月3日(第1木曜日) | → 1月10日(第2木曜日) |
| C・D | ペットボトル | 1月1日(第1火曜日) | → 1月18日(第3金曜日) |

■ごみの直接持ち込み先(右図のとおり)

- 燃やすごみ、可燃性粗大ごみ
東部清掃工場
☎(293)5245
- 資源物、不燃・埋立ごみ、不燃性粗大ごみ
環境美化センター
☎(293)1222



■「ごみの収集と直接持ち込み」、「し尿くみ取り」の日程表

※ごみは必ず午前8時30分までに出してください。

- ・収集日以外は、ごみ一時保管所にごみを出さないでください。
- ・ごみを個人で持ち込む場合は、所定の処分手数料が必要です(指定ごみ袋に入れる必要はありません)。

| 期日 | ごみ収集 (通常のごみ出し) | ごみを直接持ち込む場合 | | し尿くみ取り |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | | 燃やすごみ 可燃性粗大ごみ (東部清掃工場) | 資源物、不燃・埋立ごみ 不燃性粗大ごみ (環境美化センター) | |
| 12月21日(金) | 収集カレンダーのとおり | 午前8時30分～正午 午後1時～5時 | 午前8時30分～正午 午後1時～5時 | 12月21日(金)までに依頼のあった分を27日(木)までにくみ取ります。 |
| 12月22日(土) 12月23日(日) 12月24日(月) 12月25日(火) 12月26日(水) 12月27日(木) 12月28日(金) | 休み | 午前8時30分～午後5時 | 午前8時30分～午後5時 | |
| 12月29日(土) 12月30日(日) 12月31日(月) | 休み | | | 休み |
| 1月1日(火) 1月2日(水) 1月3日(木) | 休み | 休み | 休み | |
| 1月4日(金) | 収集カレンダーのとおり | | | 午前8時30分～午後5時 |
| 問い合わせ | 環境生活課 ☎(232)2114 | 東部清掃工場 ☎(293)5245 | 環境美化センター ☎(293)1222 | |

「防犯カメラ設置促進に関する協定」の調印式が10月18日、大津警察署で行われました。式には大津警察署長をはじめ大津署管内(菊陽町・大津町・西原村)の町村長が出席。この協定は大津署管内の住民が安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくりを実現するため、協力して防犯カメラの設置を促進することを目的として締結されたものです。

「防犯カメラ設置促進に関する協定」を締結しました



協定に調印した大津警察署長と3町村長

20歳の誓い 平成31年菊陽町成人式を開催します

生涯学習課 生涯学習係 ☎(232)4917

日時 1月6日(日) 午前9時30分～(受付：午前9時～)
場所 菊陽町図書館ホール
対象者 新成人(平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ)
その他 式典の後、成人式実行委員会によるアトラクションを実施します。奮ってご参加ください。



昨年の成人式の様子

危険なブロック塀などの撤去

危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金

地震発生時における人身事故の防止および避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀などを撤去する場合の費用の補助を行います。

■対象事業費

- 以下の要件を満たすものの撤去に要する費用
- ・建築基準法第42条に規定する道路、学校保健法第27条に規定する通学路、災害対策基本法に基づく緊急輸送道路および避難路、その他町長が認める公共の用に供する道路および通路に面するもの
- ・道路面から80cm以上の高さの危険なブロック塀など(危険なブロック塀などとは、コンクリートブロック塀のほか危険な工作物などを含む。)
- ・高さが60cm以上のブロック塀など

■補助金額 1m当たり1.2万円かつ上限20万円

■補助率 10分の10

■申請期間 12月3日(月)～平成31年2月28日(木)

生垣等設置奨励補助金

ブロック塀などを撤去した土地には、生垣の設置を推奨しており、補助制度があります。

■対象事業費

- 以下の要件を満たすものの設置に要する費用
- ・公衆用道路に面した部分に総延長5m以上植栽するもの
- ・外部から眺望できる高さが70cm以上のもの
- ・植栽間隔1m当たり2本以上のもの など

■補助金額 上限5万円

■補助率 3分の1

■申し込み・問い合わせ

都市計画課 都市計画係
☎(232)4927

